

鳥取県庁POS	金額
	
手数料名: 基準器検査手数料	
予算主務課: 暮らしの安心局暮らしの安心推進課	
電話番号: 0857-26-7601	

様式第 1 (第 6 条関係)

基準器検査申請書

鳥取県知事 様

年 月 日

下記の計量器につき、基準器検査を受けたいので、申請します。

- 1 受けようとする基準器検査の種類及び基準器検査を受ける計量器の型式又は能力
- 2 基準器検査を受ける計量器の数量
- 3 1個当たりの手数料及び手数料の合計

種 類	型式又は能力	器物番号	数 量	1個当たり の手数料	手数料合計額
合計					

- 4 基準器を用いる計量器の検査
- 5 基準器検査を受けようとする場所
- 6 基準器検査規則第 2 条第 1 項に定める申請者
住所 (居所)
氏名 (名称)
- 7 代理人
住所 (居所)
氏名 (名称)
- 8 その他

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 基準器を用いる計量器の検査の項には、第 2 条第 1 項に定める計量器の検査を記載すること。
- 3 代理人の項には、代理人により基準器検査を受けるときのみ記載すること。